

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年条例第11号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表第2（第2条第2項関係）				別表第2（第2条第2項関係）			
（中略）				（中略）			
その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準				その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準			
工場又は事業場の区分		項目（略）	大腸菌数 〔単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕	工場又は事業場の区分		項目（略）	大腸菌群数 〔単位 1立方センチメートルにつき個〕
		（略）	日間平均			（略）	日間平均
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	—		1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	—
し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	300		1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	1,000
下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	300		1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	1,000